

Q&A（延岡市三北地区訪問介護サービス提供体制確保支援事業）

延岡市三北地区訪問介護サービス提供体制確保支援事業は、延岡市の独自事業となります。Q&Aについては、随時更新してまいります。

□事業の趣旨に関する事項

令和7年12月17日現在

No.	質問	回答
1	訪問介護以外の介護サービスは補助対象とならないのか？	<p>訪問介護は、要介護高齢者等が在宅生活を継続する上で極めて必要性が高く、生活のベースとなるサービスです。その上で、三北地区は旧延岡市域と比べサービス資源が乏しく、現状、地区外からのサービス供給が欠かせない状況となっております。しなしながら、訪問介護の場合、現行の介護報酬体系では、移動に係る時間及び経費が十分に評価されておらず、移動コストがそのまま事業者負担になるという構造的な問題があり、移動コストが三北地区へのサービス供給力を確保する上での最大の課題（阻害要因）となっています。</p> <p>このような背景を踏まえ、生活のベースとなる訪問介護についてサービス提供空白地域を生じさせないため、訪問介護サービスに限り補助を行うものです。</p> <p>一方で、通所系サービスやその他の訪問系サービスは、移動コストが介護報酬に一定程度反映されており、訪問介護と比べて報酬水準も比較的高いため、本事業においては補助対象外としています。</p>
2	旧延岡市内での移動は補助対象にならないのか？	本補助金は、サービス資源が乏しく、地区外からのサービス供給が欠かせない三北地区のサービス提供体制を確保することを目的に実施するものです。移動コストを補助することによる事業者支援は目的としているため、延岡市内の移動は補助対象となりません。
3	三北地区内の事業所が三北地区内でサービス提供した場合は補助対象になるのか？	三北地区におけるサービス提供体制を確保するためには、地区内外からのサービス供給力を強化する必要があります。したがって、三北地区内及び延岡市外の事業所からのサービス提供に係る移動も補助対象としています。
4	延岡市外の事業所が三北地区内でサービス提供した場合は補助対象になるのか？	

5	島浦町へのサービス提供は補助対象にならないのか？	本補助金は、サービス資源が乏しく、地区外からのサービス供給が欠かせない三北地区のサービス提供体制を確保することを目的に実施するものです。島浦町も三北地区と同様にサービス資源が乏しく、地区外からのサービス提供が欠かせない状況ですが、延岡市社会福祉協議会が本補助金と同趣旨の「島浦町介護サービス支援事業」を実施しておりますので、本補助金では補助対象外としています。
6	移動コスト支援については、本来国の介護報酬の枠組みの中で検討されるものではないか？	本来、介護報酬で対応されるべきものですが、訪問介護の報酬は「サービス提供時間」を基準にしており、移動距離や時間は算定に反映されていないのが現状です。一方で、訪問看護など一部サービスでは移動コストを含めた包括的評価がなされ、報酬の枠組みの中で吸収されております。現在、国において訪問介護の移動コスト等を考慮した介護報酬の検討がなされておりますが、次回の報酬改定が令和9年度となるため、当面は本市独自での対応が必要と考えています。
7	いつまで補助を行う考えか？	本事業の事業期間は令和9年度末までとしておりますが、令和9年度の介護報酬改定における訪問介護サービスの移動コストの反映状況等を確認した上で、事業期間を短縮するなど、必要に応じて見直しを行ってまいります。

□補助金の算定・申請・請求に関すること

1	交付申請額の算定はどのように行うのか？	<p>補助金の額は、距離区分に応じた交付単価に往復回数（三北地区への訪問介護サービスの提供で利用者宅まで往復移動をした回数をいう。）を乗じて算定します。なお、距離区分は、「1回あたりの往復移動の中で事業所から最も遠い利用者宅までの片道移動距離」を基準とします。</p> <p>【算定例】</p> <p>同一日に北浦地区の利用者3名（A～C）に連続してサービス提供を行う行程が月に4回あった場合</p> <p><事業所から利用者宅までの片道距離></p> <p>利用者A：21km、利用者B：28km、利用者C：33km</p> <p><算定式></p> <p>上記の場合、事業所から一番遠い利用者C宅への移動距離を基準として、距離区分に応じた補助金の交付単価を選択し、往復回数を乗じます。</p> <p>2,000円（30km以上40km未満の交付単価）×4往復＝8,000円</p> <table border="1" data-bbox="1156 774 1792 1049"><thead><tr><th>1 区分</th><th>2 補助金の交付単価</th></tr></thead><tbody><tr><td>15km未満</td><td>500円</td></tr><tr><td>15km以上20km未満</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>20km以上30km未満</td><td>1,500円</td></tr><tr><td>30km以上40km未満</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>40km以上</td><td>2,500円</td></tr></tbody></table>	1 区分	2 補助金の交付単価	15km未満	500円	15km以上20km未満	1,000円	20km以上30km未満	1,500円	30km以上40km未満	2,000円	40km以上	2,500円
1 区分	2 補助金の交付単価													
15km未満	500円													
15km以上20km未満	1,000円													
20km以上30km未満	1,500円													
30km以上40km未満	2,000円													
40km以上	2,500円													
2	介護職員が事業所以外の自宅等から直接利用者宅に訪問した場合、補助金の算定はどうなるのか？	事業所以外の自宅等から三北地区内の利用者にサービス提供した場合であっても、事業所からの距離に応じた補助金の交付単価を基準として算定します。本補助金の趣旨は、三北地区におけるサービス提供体制を確保することにあります。補助金（移動コスト相当額）の使途は限定しておりませんので、三北地区在住の人材の採用経費等に充てていただくことにより、三北地区におけるサービス供給力向上と介護人材確保の双方にお役立ていただくとも可能です。												

3	同一日に介護職員が補助対象エリアに2回以上の往復移動を行った場合は、2回分の算定をしていいのか？	<p>算定可能です。ただし、複数の利用者に対し、最も効率的な行程によりサービス提供を行った場合に限るものとし、恣意的に複数回の往復を行った場合は、補助金の算定対象から除外します。</p> <p>例えば、利用者との契約に基づくサービス提供時刻に従って、午前中に北浦地区の利用者2名にサービス提供後、事業所で記録作業を行い、同日午後から北方地区の利用者宅でサービス提供を行った場合など、これに類する場合は算定対象となります。</p> <p>一方で、利用者との契約に基づくサービス提供時刻や効率的な行程によらない非効率なサービス提供など、これに類する場合は算定対象から除外されます。算定の判断に迷う場合は、申請前にご相談ください。なお、申請後、内容に疑義が生じた場合は、別途ヒアリングを行います。</p>
4	申請（請求）は事業所ごとに行うのか？	補助金の申請者（請求者）は、訪問介護サービス事業所を経営する法人となります。申請はサービス提供事業所ごとに行ってください。なお、交付決定通知書等の文書については、申請者宛に送付します。
5	補助金の振込口座が訪問介護サービス事業所を経営する法人名義の口座）と同一でない場合の請求はどのようにしたらよいか？	補助金の振込口座は申請者名義（サービス提供事業所を経営する法人名義）原則とします。ただし、サービス提供事業所名義の口座にて請求を行う場合は、申請書提出時に「委任状」を提出することにより、請求を行うことも可能です。
6	申請（請求）したサービス提供実績に誤りがあった場合は、どのような取り扱いとなるか？	サービス提供実績に基づき申請（請求）いただきますので、誤りは生じないものと認識しておりますが、過大請求となった場合は、補助金の返還が必要となります。申請に誤りがあった場合は速やかにご連絡ください。